

第14回自治体法務合同研究会北九州大会
公開シンポジウム

テーマ「いま、新たな地域自治へ」

新たな地方分権改革の機運の中にありながら、全国の地方自治体では、厳しい財政運営を強いられる一方で、人口減少社会を迎えて広がる地域格差や地域振興・自治の担い手不足など、困難な課題に直面しています。

このような流れの中で、住民を主人公にしたまちづくりを進めるため、2000年に北海道ニセコ町が「自治基本条例（ニセコ町まちづくり基本条例）」を全国ではじめて制定しました。その後、全国の各地方自治体においても、自治の基本的なルールである「自治基本条例」が制定され、まちづくりをすすめる動きが広がっています。

市町村、政令市の区、町内会等さまざまな単位の「地域」における自治の問題点と、それを解決するためのルールづくりについて考えるシンポジウムを開催します。

地域自治やまちづくりの各分野で活躍されている方々をパネリストに迎え、最先端の話題に触れることができる機会です。ぜひお越しください。

【開催概要】

開催日 平成20年7月12日（土）

会場 北九州国際会議場 メインホール

北九州市小倉北区浅野3丁目9番30号

（小倉駅北口徒歩7分。http://www.convention-a.jp/kokusai/）

入場料 無料

受付は当日会場で行いますが、会場の都合により参加者多数の場合は入場できない場合もあります。確実に入場をご希望の方は、次の申し込み先にメールにてお名前、参加人数をご連絡ください。

【申し込み先】e-mail：ntoriiga@town.kinko.lg.jp（鹿児島県錦江町 鳥井ケ原）

プログラム

12:00 受付開始

13:00 開会挨拶

13:15 公開基調講演 「自治体改革と自治基本条例 - ニセコ町の実践から - 」
片山 健也 氏（ニセコ町会計管理者）

14:30 公開シンポジウム「生活の現場からのルールづくり」
～行政と住民の間のルール、住民同士のルールそして住民の義務・責務について議論します。

コーディネーター 木佐 茂男 氏（九州大学大学院法学研究院教授）

パネリスト 平 逸郎 氏（氷川町まちづくり情報銀行まちづくり推進室長）

（五十音順） 野元 優子 氏（厚木市教育委員会教育総務課）

光本 伸江 氏（福岡県立大学人間社会学部社会学科准教授）

主催 第14回自治体法務合同研究会実行委員会（九州自治体法務研究会）
後援 九州大学大学院法学研究院 自治体学会



プロフィール

基調講演

基調講演者 片山 健也 氏（ニセコ町会計管理者）

民間会社を経て1978年ニセコ町役場入庁、企画環境課長、総務課参事、町民学習課長等を経て、2006年4月から会計管理者。札幌大学大学院法学研究科非常勤講師、国土交通省地域振興アドバイザー、経済産業省ものづくり地域戦略会議委員、北海道自治体学会代表運営委員、札幌地方自治法研究会等会員、政策提言自治体会議事務局。町総合計画、環境基本計画、行政改革等の各種計画の策定や実施を担当、ニセコ町まちづくり基本条例プロジェクトチームの一人。著書『情報共有と自治体改革』（公人の友社）など。

公開シンポジウム（五十音順，敬称略）

コーディネーター

木佐 茂男(九州大学大学院法学研究院教授)

京都大学大学院法学研究科博士課程修了後、近畿大学法学部講師、北海道大学法学部教授を経て、2000年より九州大学大学院法学研究院教授。弁護士。北海道大学大学院法学研究科名誉教授。中国人民大学法学院客員教授。専門分野は、行政法、地方自治法、司法制度。ニセコ町まちづくり基本条例の制定に、研究者として中心的に関わる。主な著書に『豊かさを生む地方自治』（日本評論社）『人間の尊厳と司法権』同、共著に『わたしたちのまちの憲法』（日本経済評論社）など多数。

パネリスト

野元 優子(厚木市教育委員会教育総務課)

民間会社を経て、1983年厚木市役所入庁、市民文化室、財政課、議会事務局、国体事務局、介護保険課、文書法制課、男女共同参画課、厚木南公民館担当課長等を経て、2007年7月から教育総務課長。教育委員会における人事、法制、組織改革、教育政策の企画、教育振興基本計画の策定、教育関係条例の研究等を担当。また、市で2007年より検討中の自治基本条例、地域運営の仕組みと拠点施設のあり方等の検討メンバーとして、幅広く携わっている。

パネリスト

平 逸郎(氷川町まちづくり情報銀行まちづくり推進室長)

1980年宮原町役場（現氷川町）入庁、下水道課、保健衛生課、教育課を経て、2000年4月からまちづくり情報銀行（企画課）まちづくり推進室長。町総合振興計画、都市計画、地区づくり活動（住民主役のまちづくり）、まちづくり条例、中心市街地再整備、公園整備、まちづくりに関する視察研修等を担当。全国の自治体や大学の講師として活躍している。策定時より担当する「氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例」は、町民主役のまちづくりを推進、年間約40団体の視察を受けている。

パネリスト

光本 伸江(福岡県立大学人間社会学部社会学科准教授)

九州大学大学院比較社会文化研究科博士後期課程修了後、2003年より（財）地方自治総合研究所研究員となる。2008年に中央大学にて博士（政治学）取得、2008年4月より福岡県立大学人間社会学部社会学科准教授。専門分野は、政治学、行政学、地方自治論。フィールドワークによる自治研究。主な著書に、『自治と依存 湯布院町と田川市の自治運営のレジーム』（敬文堂）共著に『先進社会の政治学 デモクラシーとガバナンスの地平』（法律文化社）など。

主催：第14回自治体法務合同研究会実行委員会（九州自治体法務研究会）

九州自治体法務研究会は、2002年1月熊本市で中九州自治体法務研究会として発足、その後会員が九州全域に広がり、2003年5月に「九州自治体法務研究会」と改称しました。自治体の現場でおきている法的問題について定例研究会を年6回程度行うほか、2004年から年間5～6回一般参加の「自治体法務入門講座」を開催するなど、活発な活動をしています。会員は、自治体職員や、自治体議会議員、弁護士、大学研究者、大学院生、一般市民など多様な職域のメンバーから構成されている有志による研究会です。（代表：九州大学大学院法学研究院教授 木佐茂男）

【開催事務局：問い合わせ先】

九州自治体法務研究会（<http://www.kyushu-houmu.net/>）

事務局（担当）北九州市 森

e-mail：kouji_mori01@city.kitakyushu.lg.jp